

## 議会運営委員会

令和3年8月27日（金曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（8名）

委員長 齊藤誠之  
委員 山形紀弘  
委員 森本彰伸  
委員 小島耕一

副委員長 星宏子  
委員 中里康寛  
委員 鈴木伸彦  
委員 大野恭男

### 欠席委員（なし）

### オブザーバー（2名）

議長 松田寛人

副議長 相馬剛

### 説明のための出席者

市長 渡辺美知太郎  
副市長 亀井雄  
保健福祉部長 鹿野伸二  
総務課長 平井克巳  
行政係長 佐藤吉将

副市長 渡邊和明  
総務部長 小出浩美  
産業振興部長 富山芳男  
総務課長補佐 菊地直路

### 出席議会事務局職員

事務局長 増田健造  
議事課長補佐  
兼庶務係長 印南恵子  
主査 飯泉祐司

議事課長 渡邊章二  
議事調査係長 佐々木玲男奈

### 議事日程

1. 開会
2. 挨拶
  - ・議長
  - ・市長
3. 協議事項

(1)令和3年9月那須塩原市議会定例会議について

①提出案件について

②議案に対する質疑、討論について

③市政一般質問について

④請願・陳情等の取扱いと委員会付託について

⑤会議日程について

(2)議会基本条例第11条に基づく計画等について

(3)コロナ対策等を踏まえた9月定例会の対応について

(4)議員研修について

(5)政務活動費の支給基準について

(6)例規等の改正について

(7)その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○齊藤委員長 じゃ、改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、定例の議会運営委員会のほうにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日から小中学校、始まりました。教育委員会のほうと市長サイドの市長のあのツイッター、今、上がっていましたが、賢明な判断で相当悩まれたと思うんですが、何事もなく学校生活が送れることを、私も祈っております。

本日は、皆さんに関しましてはオンラインでの議会運営委員会を開催ということで、何かと御自宅等々の参加ということで御不便なところもあるとは思いますが、我々議会も、松田議長の緊急事態宣言を受けてなるだけオンラインをして、感染症の予防対策を取っていくということなので、御理解いただければと思います。

本日は、執行部案件、あと議会提出案件とありますので、皆様の忌憚のない御意見をいただきまして、円滑な進行に御協力をお願いしたいと思います。

それでは、議会運営委員会のほうを開会させていただきます。

### ◎議長挨拶

○齊藤委員長 続きまして、議長から挨拶をいただきたいと思います。

松田議長、よろしく願いいたします。

○松田議長 皆さん、おはようございます。

御苦労さまでございます。

9月議会に向けての議会運営委員会ということ

で皆様お集まりまして、ありがとうございます。

オンライン会議ということですので、皆さん忌憚のない意見をしていただきまして、今後の9月議会に向けて、いろんな議論をしていただきたいと思います。私のほうから議会BCPとして、皆さんに御通知を出させていただきました。今回、コロナ禍の中ですけれども、議運長の頭で今後委員会活動等々がオンラインになるところがあると思いますけれども、皆さんはその辺をよく頭に置いていただきながら、運営のほうに携わっていただければなと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上でございます。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

### ◎市長挨拶

○齊藤委員長 それでは、続きまして、渡辺市長より御挨拶いただきます。

○渡辺市長 令和3年9月那須塩原市議会定例会議に係る議会運営委員会の機会をいただきまして、ありがとうございます。

議員の皆さんには既にタブレットでお知らせをしているかと思いますが、報道にもありますが、教職員の不祥事が発生をしております。まだちょっと栃木県の教育委員会が調査中ではありますが、報道の内容であれば、これは許し難い行為だと思っております。厳しく処罰されるべき話であり、また、教育委員会の話ではありますけれども、市民の皆様におわびを申し上げたいと思っております。今後、後日、教育委員会のほうで報告をさせていただきますこととなると思いますので、よろしく願いをいたします。

現在、ワクチンの接種、学校も始まりまして、

午前中登校でございますが、現在、ワクチンの接種は12歳以上の全市民ですと、もう既に半数が1回目の接種を終えております。2回目の接種も4割近い方が発表されています。31日に改めてプレスで流そうと思っておりますが、31日に接種の状況をお知らせしたいと思っておりますし、職域接種も現在取りまとめている状況でございます。こちらは8,100人が対象となっておりますが、今、一般と職域が一緒になってしまっているんで、取りまとめをして同じ時期にある程度の人数をお知らせして、例えばもし職域の希望者が少なければ、また議会の皆さんにも関連者を広くして、何とかして多くの方にワクチンの接種を受けていただくような体制を、これからもつくっていきたく思っております。

緊急事態が一応12日に終わるという予定ではございますが、9月12日の状況では、今のところこの予約状況を見ると、68%の方が1回目の接種は終わると。そして、2回目も50%以上の方が完了できるという見込みになっております。引き続きワクチンの接種、全力を尽くしていきたいと思っております。

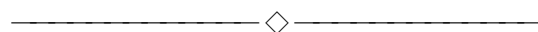
そして、自宅療養に関して、最近議論されております。残念ながら、保健所からは全く情報が上がってきていない中で、市としてできること、何ができるかと。保健所の情報が来ないのを嘆いているだけでも仕方がないので、市としてもですね、できることをやっていきたいと思っております。自宅療養者、那須塩原にもいらっしゃるそうなんですけど、保健所が全く情報を上げてこないで分からない状況ではありますけれども、いることは確かだそうで、これも来週あたりには市として、独自の対策つくっていききたいなというふうには思っております。

今日の御提案申し上げますのは、人事案件が1

件、令和3年度補正予算案件9件、条例の一部改正案件が3件、規約の変更案件1件、令和2年度決算認定案件9件、継続費精算報告書の報告など報告案件が9件の29件であります。総務部長が説明いたします。

また、議会基本条例第11条に該当する計画等の協議については、この後担当部長が説明しますので、御審議いただけますようお願いを申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

○齊藤委員長 市長、ありがとうございました。



#### ◎協議事項

○齊藤委員長 それでは、3番の協議事項に入ります。

なお、本日、傍聴の希望がありまして、議会基本条例第7条により議会の会議は公開を原則としておりますので、これを許可いたします。

すみません、山本議員から委員会の傍聴希望がありましたので、許可いたしておりますので、御了承ください。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

まず、(1)令和3年9月那須塩原市議会定例会議について、まずは、①提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○小出総務部長 着座にて失礼いたします。

令和3年9月那須塩原市議会定例会議に提案を予定しております諸提出案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案を予定しております案件は、ただいま市長が申し上げましたとおり、29件となりますの

で、各案件の取扱いについて御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、過日の議員全員協議会において説明を行った案件については、本日の説明を省略させていただきます。

それでは、順次御説明申し上げます。

初めに、同意第9号 人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

本案は、3名の委員が本年12月31日をもって任期満了となることから、伊藤清治氏、坂和幸枝氏を再任するとともに、渡部康子氏を新たに推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第67号 令和3年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）、次に、議案第68号 令和3年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、次に、議案第69号 令和3年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、次に、議案第70号 令和3年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）、次に、議案第71号 令和3年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）、次に、議案第72号 令和3年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）、次に、議案第73号 令和3年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）、次に、議案第74号 令和3年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第1号）、次に、議案第75号 令和3年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上、9件の令和3年度補正予算案件を提出いたします。

次に、議案第76号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、次に、議案第77号 那須塩原市税条例等の一部改正について、次に、議案第78号 那須塩原市火入れに関する条例の一部改正に

ついて、以上、3件の条例の一部改正案件を提出いたします。

次に、議案第79号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について、この案件を提出いたします。

次に、認定第1号 令和2年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第2号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第3号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第4号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第5号 令和2年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第6号 令和2年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第7号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、次に、認定第8号 令和2年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について、次に、認定第9号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について、以上、9件の令和2年度決算認定案件を提出いたしますが、認定第8号及び認定第9号については、いずれも地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度那須塩原市水道事業会計及び下水道事業会計における未処分利益剰余金の処分を含んでおります。

認定第8号では未処分利益剰余金6億5,980万2,678円について、2億9,947万8,161円を建設改良積立金に積み立て、3億6,032万4,517円を資本金に組み入れるものであります。

また、認定第9号では未処分利益剰余金3億5,807万3,938円について、2億3,614万8,646円を減災積立金に積み立て、1億2,192万5,292円を資本的収支の不足額に補填するものであります。

次に、報告第22号及び報告第23号については、令和2年度那須塩原市一般会計及び下水道事業会計における継続費精算報告書について、地方自治法施行令第145条2項並びに地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものがあります。

初めに、報告第22号 継続費精算報告書の報告について〔令和2年度那須塩原市一般会計〕でございます。

本件は、第2期最終処分場建設事業、市道豊浦佐野線佐野開墾踏切道拡幅工事委託及び新南・下中野線蛇尾川橋梁上部工事に係る継続費精算報告書について報告するものであります。

第2期最終処分場建設事業は平成30年度から実施しており、全体計画31億円に対して、実績額は28億1,842万3,400円となったものであります。

市道豊浦佐野線佐野開墾踏切道拡幅工事委託は、平成30年度からは実施しており、全体計画額1億7,474万4,000円に対して、実績額は1億4,876万3,885円となったものであります。

新南・下中野線蛇尾川橋梁上部工事は平成30年度から実施しており、全体計画額4億1,364万円に対して、実績額も同額となったものであります。

次に、報告第23号 継続費精算報告書の報告について〔令和2年度那須塩原市下水道事業会計〕でございます。

本件は、塩原水処理センター監視制御設備工事委託に係る継続費精算報告について報告するものであります。この委託業務は令和元年度から実施しており、全体計画額1億9,610万円に対して、実績額は1億9,303万円となったものであります。

次に、報告第24号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕でございます。

本件は、令和3年7月11日、那須塩原市島方地内において発生した事故に関し、地方自治法第

180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の状況は、相手方車両が市道島方縦線を走行していたところ、道路の穴に右前輪及び右後輪が落ち、タイヤ及びホイールを破損したものであります。

次に、報告第25号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

次に、報告第26号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてでございます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和2年度に教育委員会が実施した教育行政に関する主な取組の内容の成果に関し、点検及び評価を行った結果について報告するものであります。

最後に、報告第27号 放棄した私債権等の報告について〔令和2年度那須塩原市水道事業会計〕でございます。

本件は、那須塩原市債権管理条例第14条第1項の規定により、令和2年度那須塩原市水道事業会計における私債権等及びこれに係る損害賠償金等を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものであります。放棄した私債権等は、水道料金148件71万5,584円、開栓及び閉栓手数料6件6,000円であります。

以上、29件の案件につきまして、市議会定例会議への提案を予定しております。よろしくお願いを申し上げます。市長提出案件の説明といた

します。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

委員の皆様から質疑はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないですかね。

それでは、即決案件はございますか。

総務部長。

○小出総務部長 即決の取扱いをお願いしたいものは、1件でございます。同意第9号 人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。この案件は人事案件でもありますので、即決とお願いいたします。

以上でございます。

○齊藤委員長 ただいまの即決案件の説明に対し、質疑はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの説明のありました同意第9号の同意案件1件は、即決扱いとすることで異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 みんな上がっていますよね。

異議がないものと認め、そのように取扱います。

また、ただいまの即決案件の1件及び報告案件6件を除く22件の議案につきましては、各常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱います。

次に、追加案件はございますか。

総務部長。

○小出総務部長 追加議案といたしましては、最大で7件を予定しております。

初めに、令和3年度那須塩原市一般会計補正予

算(第6号)でございます。

本案は、市が実施する新型コロナウイルスワクチン接種に関し、国からワクチン供給量の増加を受け、接種を加速化を図るため必要な予算措置を行うものであります。

ワクチン接種につきましては、当初、11月末までに接種を完了させる予定で進めておりましたが、9月分以降のワクチン供給量が従来よりも多く見込まれるため、早期の接種完了を目指し、接種日を増やして対応することといたしました。そのため、接種日を増やすことで必要となる医師の報酬や会場運営の費用を確保するため、4款1項1目の新型コロナウイルスワクチン予防接種費に約1億円を追加し、早急に対応したいと考えておりますが、現在、必要な予算額を精査中であることから、9月定例会議中に追加案件として提出したいと考えております。

次に、財産の取得についてでございます。

本案は、LGWAN接続系職員入力端末機器購入に伴う財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。購入する端末は119台であり、ビデオ会議システムやWi-Fiに対応させるため、職員用のパソコンを入替えるものであります。9月17日に入札の予定であることから、落札者が決定し、仮契約を締結した後、9月定例会議中に追加案件として提出したいと考えております。

次に、3から7、専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解でございます。

専決処分の報告について、本定例会の会期中で最大で5件の示談の見込みがありますので、市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして示談が調った場合には、追加案件として提出したいと考えております。

以上、7件についてお願いいたします。

○齊藤委員長 ただいまの追加案件の説明に対し、

質疑はございますか。

山形委員。

○山形委員 おはようございます。

先ほどの一般会計補正予算の第6号ですか、接種の加速化に伴い、医者と会場のあれを増やすということで、先ほど、部長の中で1億というふうなことが予算でありましたが、これの全ての金額は国からの補助金、国庫のお金ということでよろしいですか。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 はい、全額国費を充当させていただき予定でございます。

○齊藤委員長 山形委員。

○山形委員 全てということで、そうすると、市の持ち出しは一銭もないということで改めて確認なのですが、そうですか。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 はい、そのとおりでございます。

○齊藤委員長 山形委員。

○山形委員 先ほど、まだ計算がなっていないということで、最大1億円ぐらいというふうな話がありましたが、マックスで1億円ぐらいなのか、その辺の金額はどうか、改めて伺います。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 担当部長が来ておりますので、担当部長から答弁させていただきことでよろしいでしょうか。

○齊藤委員長 はい、認めます。

保健福祉部長。

○鹿野保健福祉部長 はい、委員おっしゃるとおり、最大で1億円ということで見込んでございます。

○齊藤委員長 よろしいですか。

○山形委員 終わります。

○齊藤委員長 そのほか質疑はございますか。

森本委員。

○森本委員 もう1つの追加案件のパソコンの購入ということなんですけれども、119台のパソコンを購入することによって、ほぼほぼ、オンラインでのその対応というか、そういうことは執行部のほうではできるようになるという判断でよい、それとも、さらに追加というものがこの後出てくるものなのかというのをお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○齊藤委員長 財産の取得のほうでよろしい。

○森本委員 そうです、財産の取得のほうです、すみません。すみません……

○齊藤委員長 はい、すみませんです。

○森本委員 言わなくてごめんなさい。

○齊藤委員長 総務部長、大丈夫ですか。  
総務部長。

○小出総務部長 現在、先ほど御説明申し上げましたビデオ会議システム、あるいはWi-Fiといった端末については、課長以上の職員に配置されているところでございます。今回ですね、その下の補佐あるいは係長といったところにもこの端末を利用させたいということから、入替えをさせていただきということでございます。ですので、全職員がこのパソコンを使えるかということ、そういうことではなくて、一般職員についてはまだ従来のパソコンを利用するという形になっております。  
以上でございます。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 そうすると、取りあえず現状、必要台数はこの119台で足りるという判断でよろしいですか。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 そうですね、ビデオ会議システム、あるいはWi-Fiといったところをどこまでの職員に利用させるのかといったところでございますけれども、現段階では、係長以上というところ



でいいんではないかというような判断で導入というふうになっていると思います。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 質疑がないようですので、追加案件の取扱いについてお諮りをしていきたいと思いません。

今回から、報告案件を除く追加案件1つずつ皆さんにお諮りしていきたいと思しますので、御協力ください。

まずは、補正予算案件についてどのように取扱うべきか御意見を伺いたいと思いません。

山形委員。

○山形委員 先ほど、あの答弁の中で、大体市の持ち出しがなく、国からの支出ということで、委員会に付託するべきではなく即決扱いで、この補正予算に関しては即決扱いでよろしいかと思いません。

以上です。

○齊藤委員長 そのほか。補正予算案件についての意見について、そのほか5FA1意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 じゃ、ないようですので、ただいま説明のありました補正予算案件が提出された場合は、最終日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

異議ないものと認め、そのように取扱いをいたします。

なお、ただいま説明をいただいた補正予算の内容に大幅な変更があった場合は、改めて議会運営委員会を開いて取扱いを協議させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、財産の取得案件についてはどのように取扱うべきか御意見を伺いたいと思いません。

森本委員。

○森本委員 このパソコンはやはり、職員のその仕事の中で必要になってくるものでもあることだし、議会としてもその対応を執行部に求めるときには必要になってくるものなのかなというふうには理解できるので、これも即決でよろしいんじゃないかというように私は考えます。

○齊藤委員長 そのほか御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ほかに意見がないようなので、ただいま説明のありました財産の取得案件が提出された場合は、最終日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱います。

また、追加の報告案件については、最終日に報告を受けるとすることで御異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されるものはございますか。

議事課長。

○渡邊議事課長 それでは、議会提出案件について御説明いたします。

議会提出案件については、発議第16号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出について及び発議第17号 決算審査特別委員会の設置についての2件でございます。

説明は以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの議会提出案件の説明に対し、質疑はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 質疑がないようですので、取扱いについてお諮りをいたします。

ただいまの2件につきましては、初日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱います。

次に、議会提出の追加案件はありますか。

議事課長。

○渡邊議事課長 議会提出の追加案件について御説明いたします。

追加案件については、5件予定してございます。

1件目は、会議規則の改正でございます。この案件については、この後の協議事項で了承が得られれば、追加したいと考えているものでございます。

2件目は、議会業務継続計画の改定でございます。こちらも、改定案が整えば追加したいと考えているものでございます。

3件目、4件目は、議員の派遣についてでございます。出前講座に伴う派遣と、那須地区広域行政事務組合で開催する研修への派遣でございます。

5件目は、請願・陳情についてでございます。こちらについては、この後の協議結果によって追加したいとするものでございます。

説明は以上です。

○齊藤委員長 ただいま事務局から説明がありました案件については、最終日に追加上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱います。

次に、議案に対する質疑、討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり一問一答方式により、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり、1議題につき1人10分以内、賛成、反対各5人までとしたいと思いますが、異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱います。

次に、③市政一般質問についてお諮りをいたします。

今回、14名の通告者がございます。質問の方法については、先例のとおり、答弁を含め1人60分以内とすることで異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱います。

次に、④請願・陳情等の取扱いと委員会付託についてを議題といたします。

内容等について、事務局から説明願います。

議事課長。

○渡邊議事課長 請願・陳情についてご説明いたします。

請願・陳情については、請願1件、陳情2件の計3件でございます。

請願については、選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書を国会及び政府への提出を求める請願で、請願者は大倉多喜生氏、紹介議員は森本彰伸議員でございます。

請願の要旨については、選択的夫婦別姓制度を認める民法の改正は国民の大きな関心になってお

り、国会及び政府において、国民の意に沿う夫婦、そして家族の在り方について、深い議論を進めることを求めるものでございます。

次に、陳情の1件目は、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立に使用しないよう求める意見書採択に関する陳情で、陳情者は星功氏でございます。

陳情の要旨については、人道的見地から沖縄防衛局による沖縄本島南部からの埋立て用土砂採取計画の断念を国に要請するものでございます。

最後に、陳情の2件目は、国に対し刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出を求める陳情で、陳情者は、日本国民救援会栃木県本部でございます。

陳情の要旨については、再審における検察持ち証拠の全面開示及び再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止を国に要請するものでございます。

説明は以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

取扱いについてお諮りいたします。

まず、請願第1号についてどのように取扱うか御意見を伺います。

委員会付託にするかしないか、どここの委員会がよろしいか、または、上程の必要等がない、そういった御意見をいただきたいと思っております。

小島委員。

○小島委員 やっぱ夫婦別姓でありますけれども、市内でもそういう意見等が出ているということでございますので、委員会付託がよろしいかと思っております。

○齊藤委員長 ちなみに、どこの委員会がいいかとかってありますか。

○小島委員 これは総務企画でと思っております。

○齊藤委員長 総務ですね。

そのほか御意見ございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 それでは、ほかに意見がないようなので、請願第1号については、総務企画常任委員会に付託することで異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱います。

次に、陳情第2号についてどのように取扱うか御意見を伺います。

山形委員。

○山形委員 人道的見地からということで、本市でもやっぱり戦没者の慰霊式とかやっているのが保健福祉部というふうなことが担当なので、委員会付託にさせていただいて、福祉教育の委員会に付託が望ましいかと思っております。

以上です。

○齊藤委員長 そのほか御意見ございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ほかに意見がないようなので、陳情第2号については、福祉教育常任委員会に付託することで御異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱いをいたします。

次に、陳情第3号についてどのように取扱うか御意見を伺います。

森本委員。

○森本委員 法改正に係る部分でのその陳情ということですので、総務企画常任委員会の付託でいいのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○齊藤委員長 そのほか御意見はございますか。

それでは、大変申し訳ございません、一旦、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時41分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

そのほか御意見はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ほかに意見がないようですので、陳情第3号については、総務企画常任委員会に付託することで異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱いをいたします。

次に、⑤会議日程についてを議題といたします。別紙に日程案がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

議事課長。

○渡邊議事課長 会議日程について御説明いたします。

資料会議日程案を御覧ください。

期間については、9月3日金曜日から9月27日月曜日までの25日間の予定としております。

次に、表を御覧ください。

休会を除いて、日にち順に御説明いたします。

初めに、9月3日は再開、日程報告、議案の提案説明、即決議案採決、決算審査特別委員会の設置を予定しております。

次に、6日は、市政一般質問を4人行う予定としております。

また、同日午後5時を質疑通告書の締切としております。

次に、7日、8日は、市政一般質問を各日4人行う予定としております。

次に、9日は、市政一般質問を2人、また、議案質疑、議案、請願・陳情の関係委員会付託を行う予定としております。

次に、13日から16日までは、各常任委員会及び決算審査特別委員会による付託議案等審査の予定としております。

また、16日午後5時を討論通告書の締め切りとしております。

次に、24日は、予算常任委員会全体会を午前10時から、決算審査特別委員会全体会を午前11時から、議員全員協議会を午後1時半から行う予定としております。

最後に、27日は、各委員長報告、質疑、討論、採決、散会を予定としております。

説明は以上です。

○齊藤委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、改めて申し上げます。

会議日程につきましては、別紙案のとおり、9月3日金曜日から9月27日月曜日までの25日間とし、市政一般質問14人については、9月6日から8日までの3日間に4人ずつ、9日は2人とし、議案質疑は9日木曜日の一般質問終了後に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱います。

また、質疑通告書の提出期限につきましては、9月6日月曜日の午後5時とし、討論通告書の提出期限については9月16日木曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱います。

なお、9月24日金曜日に午前10時から予算常任委員会全体会を、午前11時から決算審査特別委員

会全体会を、そして午後1時30分から議員全員協議会の開催を予定しておりますので、お含みいただきたいと思ひます。

以上で(1)の協議事項は全て終了いたしました。

次第にはございませんが、今定例会について、その他として執行部から何かございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 委員からは何かございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようでしたら、次第2に入る前に、執行部入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第(2)、議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に係る計画、協定等について執行部から内容の説明をいただいた上で、議決または報告とするかを決定いたします。

なお、協議案件については、執行部から報告として上がってきた案件について説明を求め、決定を見たいと思ひます。

本日は、産業観光部、総務部から2件の提出案件がございます。まず、産業観光部の案件を協議いたします。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しを協議いたします。執行部から説明をお願いいたします。

産業観光部長。

○富山産業観光部長 それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて説明させていただきます。

まず、1番目の計画策定の目的及び背景でございますが、栃木県におきまして、農業経営基盤強化の促進に関する基本方針が令和3年3月に見直されたところでございます。県の基本方針と申しますのは、県が将来の農業のあるべき姿につきましてそのビジョンを描き、今後の農政を推進する目標として基本的な方針、あとは、目標とすべき労働時間、所得水準などを示すとともに、市が策定する基本構想の指針となるものでございます。こちらが令和元年5月に法が改正されまして、その後、県の基本方針が見直されたことに伴い、市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を見直すものでございます。

2番の計画の概要でございますが、県の基本方針に即しまして、地域の実情を踏まえて市の農業の姿について定めるものでございまして、具体的に申し上げますと、例えば従業員1人当たりの年間総労働時間、こちらを2,000時間、あとは、年間農業所得の指標を500万円としておりまして、そのモデル的経営類型をその構想の中で示しているところでございます。

類型の例を申し上げますれば、例えば水稲と麦と大豆を生産する場合、水稲の作付面積が約7.5ha、麦が3ha、大豆が3ha、このぐらいの作付をすれば農業所得の目標500万円になるというようなモデル的なものを示しているものでございます。そのほかに、例えばアスパラガスと水稲であれば、アスパラガスが0.5ha、水稲が1ha、またイチゴと水稲であれば、イチゴが0.3ha、水稲が1haぐらいの作付をすればこのぐらいの目標になるといったものを、こう例示しているものでございます。

また、3番の計画期間でございますけれども、令和3年12月からおおむね5年ごとに10年間を見通した計画を定めているものでございます。

4番の市民などへの効果及び影響ですけれども、

農業経営体の将来の農業経営の指針となるべき基本的な事項を定めることによりまして、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、市内農業の健全な発展に寄与するものと考えてございます。

5番の市民参加の有無及び内容でございますけれども、市内農業者に影響するものと思っております。また、認定農業者などの認定基準にこの構想が使われているものでございます。

6番の総合計画上の位置づけですけれども、基本政策6の1、農林業を活性化させる。

7番の関係法令及び上位計画ですけれども、関係法令といたしまして、農業経営基盤強化促進法、上位計画としまして県の計画になりますが、農業経営基盤強化の促進に関する基本方針が該当するものと思っております。

議会への対応及び理由でございますけれども、議員全員協議会で報告したいというふうに考えているものでございます。

理由といたしましては、当該基本構想は県の基本方針に基づき定めるものでございまして、市内農業者を認定農業者や、あとは、認定新規就農者として認定するための、また、農用地の利用の集積の目標などを定めた実務的な指標を示したものであり、対象者が限定的なものであり、議員全員協議会で報告したいというふうに考えております。

また、今後のスケジュールのところに記載してありますけれども、この構想につきましては今後県と協議いたしまして、県知事の同意が必要なものとなっておりますので、知事の同意を得た後の12月の全員協議会に報告させていただければと考えております。

説明は以上となりますが、御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

質疑はございますか。

森本委員。

○森本委員 これ、農業関係者が限定的という話があったんですけども、基幹産業である農業関係者に影響を及ぼすものであるということだと、市によって例えばある程度その議論の余地のある計画の変更なのかなというふうには、説明を聞いていて思ったんですけども、これ、報告でいいんですかね。これだけ多くの方に影響を及ぼすものであって、那須塩原市の現状に即した計画の変更を行うというものであるのであれば、私は、これはちゃんと議案として取扱って、議決を取るべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。その私の意見に対しての考えをお聞かせください。

○齊藤委員長 産業観光部長。

○富山産業観光部長 そうですね、こちらの計画ですけれども、先ほど申し上げました、この中に定めているもので、農家さんの年間の総労働時間2,000時間というものは、県のほうでも定めてございます。市のほうでもその2,000時間に目指したものの計画をつくっていくというものでございます。

また、年間所得につきましても、県のほうでは580万というのが県で定めているわけですけれども、那須塩原市が今回定めているのは500万でございます。これにつきましては、その農業経営の形態といいますか、そういうものがちょっと県の中でもうちのほうは米のほうが多いというようなところもありますので、500万というのを那須塩原市で定めております。また、これにつきましては那須町も、そして大田原市も同等の金額をこの基本構想で定めておまして、市のほうで今後いろんな、先ほど言った水稻、麦、大豆を使えば、作れば、このぐらいの規模になりますよという案が大体18の類型でつくるわけなんですけれども、

それにつきましても今後は那須農業振興事務所、そちらのほうに1回計画を上げていただいて、その数字が正しいかどうかといいますか、そのようなチェックを受けた中で、今後、県の同意をもらって定めるというもので、あくまでも県のこの方針に沿った形の中で定めている構想でございます。

○齊藤委員長 そのほか質疑はございますか。

中里委員。

○中里委員 私のほうからは、やはり森本委員が先ほど言ったように、市長は常々、この農業については本市の基幹産業であるというふうにおっしゃっております。基幹産業というのは皆様御存じのとおり、本市の経済活動を支える最重要作業分野ということで位置づけられております。そういった部分の中で、農業基盤のこの経営に関することというのは、結構根幹となるものだと思うんです。ということで考えれば、この目的及び対象者が限定的なものというふうに表示はされておるんですけども、この言葉の意味自体は確かにそのとおりだなというふうには思うんですけども、本市の基幹産業の経営に関する基盤強化という部分というふうに考えると、最重要な産業分野の根幹となるものなので、ちょっとこの目的及び対象者が限定的だというふうなちょっと表現には、私は違和感を覚えるところなんですけれども、その点については執行部ではどのように考えているのかお伺いいたします。

○齊藤委員長 産業観光部長。

○富山産業観光部長 そうですね、そちらの記載の中から、ちょっと限定的なという書き方をしているところがございます。こちら、例えば認定農業者ですね、その認定農業者を認定する際にこの基準というものをちょっと当てはめているところがございます。認定農業者が今後申請をするわけですけども、認定農業者になるためにどのぐらい

の面積の作ればいいのか、そして、例えば米だけだとなかなか500万という所得に行かないんで、そうしますと、認定者としては認められませんよと。だからそこにプラスアルファでネギなんかものぐらい作ったらどうでしょうかとか、そういうふうなアドバイスするための一つの指標として使っているところがございます。そういった中でちょっと限定的といったちょっと表現しちゃっておりますけれども、そういった内部のですね、どちらかというところ、そういう認定農業者を審査するための一つの基準といいますか、参考としておられるところの計画でございまして、この指導するに当たっても、いわゆる農業振興事務所のそのプロといいますかね、農業に関して詳しい方々のアドバイスをいただいてこの方針を定めているものなので、農業者への指導する実務的なものというふう

に我々は捉えているところでございます。

○齊藤委員長 中里委員。

○中里委員 確かに実務的なところというところで、指標と。ちょっと今の部長の説明のされ方だと、農業をされている方は専門的に見ることができるので、実務的なところを踏まえているかどうかのチェックはできるけれども、ほかの議員さんは農業のこと分からないんだから、実務的なところを分からないでしょうというような、ちょっとそういうふうなお話にも聞こえてしまうんですね。でも、こういったこのちょっと、見えるかな、考えてみたんですけども、農業のいろいろな、これ県のほうに基づいてつくるといふふうに言われていましたけれども、こういった農業の計画、考え方というのは大きな大元があって、一つがこれ限定的なものですよ、これも限定的なものですよ、だから、これも限定的なものなので報告させてもらいますよ、これも限定的なものなので報告でさせてもらいますよというふうな考え方になってし

まうと、全てが、何ていうんですか、議決というか、専門的だから報告になってしまうような気がして、ちょっと不安なところがあるんです。これは本当にその、私も森本委員と一緒になんですけれども、本当にこれは報告案件でよいのかなというところがあって、ちょっとその辺のところをもう一度改めてお聞きしたいんですけれども。

○齊藤委員長 すみません、議員間討議に入ったとき、違う、産業観光部長はいいんですけれども、ちょっと質疑の仕方が、その議決のほうがいいと思うんですけれどもというのはちょっと質疑ではなくて、ここの内容についてをもうちょっと精査していただいた後に、この後、議員間討議がございまして、その中で森本委員と中里委員が言ったような話になっていくと、委員長としてはちょっと助かるというところでございます。なので、もうちょっとこの内容がその議決に向かうべきものなのか、あるいは、このまま報告としていいのではないのかというところの中身のほうをある程度質疑していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

そのほか質疑はございますか。

今のは、止めちゃったの。結局、議決はそう思うんですけれどもという話になっちゃうから。

ないですかね。

局長。

○増田事務局長 私のほうからちょっと言わせていただきたいのは、議会基本条例の第11条については、多分今回は第2項だと思うんですけれども、市政の各分野における政策施策の基本的な方向を定める計画が議決ということになっております。先ほど富山部長からの説明がありましたのは、今回の構想については、農用地の利用の集積や新規の就農者として認定するためということで、これが市政の各分野における政策及び基本的な方向を

定めることなのかどうか、そういった概念でこれが議決なのか、それとも報告、それにそぐわないものは報告だというふうにこの条文を読むと解釈をしているんですが、そういった観点から議決か報告かを御決定いただければというふうに事務局としては考えております。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑はございますか。

小島委員。

○小島委員 今回の県で新たな基本計画が出たんだと思うんですけれども、その計画と今後つくるときのやはりスタンスが大きな問題になってくると思うんですね。今、地域のほうを見ますと、非常に高齢者が経営をやめていって、非常に農地が認定農業者へ集まってきているという、すごく大きな変革期に今農業が置かれているわけですね。そういう中で、今回の大きな転換点にありながら、今回の経営指針がそういう視点を入れるべきなのかどうかというところがあるとなると、議決のほうがいいんですけれども、これまでどおりの経営のモデルのちょっと提案する、私もその提案することをやってきたもんですから、そういうところをどういうふうにして、どういうふうに関、市としては捉えて、今度の経営基盤強化の計画をつくるスタンスでいるかいうところを、ちょっと部長にお聞きしながら判断したほうがいいのかなと思っております。

以上です。

○齊藤委員長 すみません、次で言ってほしかったんですけれども、まだ今質疑であってですね……

○小島委員 そうですね。

○齊藤委員長 はい。皆さんよく聞いていただきたいんですが、今、産業観光部長が出してきた基本構想の見直しのこの1番から……



○小島委員 いや、まずは、部長からまずはちょっと今手上げていたんで、回答をちょっといただいてから、その後にします。

○齊藤委員長 いや、質疑には多分なっていないんです、今、御意見になっちゃっているのです。

○小島委員 ええ、そうですね。

○齊藤委員長 はい。多分部長が言いたいのは、多分その前の中里さんのか、何か別なことで何かあったのかということですね。

大丈夫ですか、また違った方向の説明にならないですよ、部長ね。

じゃ、産業観光部長。

○富山産業観光部長 すみません、大変申し訳ございません。

こちらの計画のその上に、農業におきましては、こう農業生産の展開とか基盤、基礎とか、土地利用の確保、そのような計画を定めております農業振興地域整備計画というものがこの上にございまして、こちらにつきましては審議ということで、議案として提出させていただいている案件があるということだけちょっと申し上げさせていただきます。すみません。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 すみません。今の部長の説明は、何か上位法というか、これをもっと根本なものがあって、そのこれは補足的なものだからという意味ですか。ごめんなさい、さっきの今の部長の説明がちょっとそんなふう聞こえたんですけども、違うんですかね。そういう説明、理解でよろしいですか。

○齊藤委員長 産業観光部長。

○富山産業観光部長 こちらは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのを出示させてもらっています。そのほかに、農業振興地域整備計画という計画がございまして、こちらのほう

はこう議案として上げさせていただいていますんで、何もかもが全部というのではなくて、その計画の大きさといいますか、そういうものを見ながらこう上げさせていただいているといったところでございます。ですから、その農業の全体的なもの、そちらにつきましては、農業振興地域整備の計画、その中でうたっておりますんで、その中でこのまたこの細部といいますか、そちらのほうの基本的な構想というところで今回出させてもらったものです。

○森本委員 じゃ、もう1つ。それに関して。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 ということは、その上位的な計画の中このこれは一部分であるということをおっしゃっているのでしょうか。

○齊藤委員長 産業観光部長。

○富山産業観光部長 はい、そういうことでございます。

○齊藤委員長 中里委員。

○中里委員 今、部長の説明の中で、上位計画というふうにおっしゃっていたんですけども、ちょっとアグリプランの中身見てみたんですけども、農業振興地域整備計画と農業経営基盤の強化に関する基本的な構想というのは、これ見る限りではちょっと同等な計画に見えるんですけども、どういう位置関係なんですか。

○齊藤委員長 産業観光部長。

○富山産業観光部長 農業振興地域整備計画のほうにつきましては、農業振興に係る別の法といいますか、そちらがあつて、それで定める計画がございまして。また、こちらは確かに農業経営基盤強化法という法の中で定めているものではございまして。けれども、こちらに定めているその農地の貸し借りだとか、農業者の立場といいますか、農業に必要なこの経営者の位置づけとか、そういったもの

もその振興地域整備計画、その中でうたっている  
ものですから、私としては、ちょっとそちらが上  
というふうに捉えたところですけれども、確かに  
今、ちょっと中里委員さんが言うように、そのプ  
ランの中で同等と書かれていたというところで、  
私の説明がちょっと間違っていたかもしれません。  
大変申し訳ございません。

○齊藤委員長 ありますか。中里委員、大丈夫。

○中里委員 はい。

○齊藤委員長 それではここで、議員間討議に入  
ります。

討議すべき点は、先ほどから皆さん出ていると  
おりなので、改めて御意見をお伺いしたいと思います。

討議すべき点はございますか。

中里委員。

○中里委員 私の考え方で言えば、やはり計画の期  
間というところで考えれば、おおむね5年間とい  
うところで、結構中期の計画でもあります。こう  
いったこの基本構想については、先ほど部長が言  
っていた農業振興地域整備計画、議決したこの計  
画と同等の計画であること、またこちら、元気ア  
ップアグリプラン、こちらも議決した計画でござ  
いますけれども、こちらとの整合性がきちんと取  
れているか等のチェック、審査は必要かというふ  
うに思いますので、私は、この基本構想につい  
ては議決案件ではないかなというふうには思います。

以上です。

○齊藤委員長 ただいまの中里委員の意見について、  
他の委員の意見を伺いたいと思います。

何か御意見ございますか。

森本委員。

○森本委員 すみません、星副委員長、ちょっとい  
いですか、入ってから待ちますか、大丈夫ですか。  
いいですか、発言して。

○齊藤委員長 暫時休憩とします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○齊藤委員長 すみません。

じゃ、森本委員、よろしくお願ひします。

○森本委員 すみません、私も中里委員とある意味  
同意見なんですけれども、加えて先ほど、局長が  
おっしゃっていたように、市政のこれが根本的な  
その、根本的というか、大切なその政策であるか  
どうかと、計画であるかという部分なのかなとい  
うふうに思う、考えたときに、やはり基幹産業で  
ある農業のこの経営をどうしていくかという部分  
での計画ということは、そういう意味でも当ては  
まるのかなと私はちょっと感じています。そうい  
う意味も含めまして私は、これは報告案件とい  
うよりは、ちゃんと議決を取ったほうがよろしい  
んじゃないのかなと思いますんで、私は議決案件  
として取扱うべきではないかというふうに考えま  
す。

以上です。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 今、ちょっと現状の話をして、今、  
非常に農業の大変革期に入っているという話、し  
ました。そういう中では、今回のこの経営基盤構  
想がその大変革期を捉えた経営の展開を入れられ  
るものかどうかというのが一番問題でして、今の  
県の構想あたりでいくと、やはりその大きな大変  
革期よりもその前段階のね、経営モデルの指導の  
ような構想になっているんじゃないかなと思っ  
ています。そういう面ではなかなか踏み込めない  
ということもありまして、実際には報告案件でも仕  
方ないのかなというふうに感じている次第です。

以上です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどから上げていたんですけれども、これは要は議決にするかどうかということですが、要するに、議会で否決した場合、執行部は今後のその県やほかとの調整が、はたして、まず議会でどういうふうに責任取れるのかなというのがちょっと気になります。

それと、これだけで那須塩原市全体の未来の農業をこの基本構想が左右するのかどうかということについては、農業者の意見を執行部は多分いろんな形、状況をちゃんと確認しながら、踏まえながらやっていっていることの一つではないかと、それに対して、県からの調整の中で、処理をこういったものについてこう出していくんだと思うんですね。そうすると私、議員、市民、1人でも大事に議会として対応しなきゃいけないこともあるけれども、この農業者の基本構想について、議会がどこまで踏み込んで意見を言えるのかということを見ると、議会としては、先ほど局長の話にもありました全体の構想の中であって、これについては報告を受けただけで、こういう流れで進んでいるなという形で理解することで議会という立場でもいいのではないかなというふうに、ちょっと感じているところです。

○齊藤委員長 ちょっと議員間討議のものと、最終的に皆さんに報告とするか、議決とするかというフレーズがこの後ついているんですが、議員間討議に関しましては、今言われたとおり、この基本的な構想がどの位置づけにあるかということをやうまく討議していただきたいというのが現実なところだと思うんですね。だから何々であるというのではなくて、この位置づけがどこかというところをなるべく討議していただけると、その先に、今、2人ずつの意見が出てきたということなんで

すよ。僕の口述が次に移れないでちょっといるんですけども、基本的には、那須塩原市独自でつくるものでもないということも1つございます。栃木県において促進に関する基本方針が見直されたということに鑑みて、基本構想を出していくということになっておりますので、先ほどの局長の説明も含めてなんですが、中里委員が言ったとおり、同等の位置にありますよ、こういったところも鑑みて、できればそこに深く入っていくための討議にさせていただければと思いますので、そのほか御意見、その議員間討議の中で御意見がある方がいらっしゃれば、よろしく願いいたします。

議長。

○松田議長 基本方針なんで、あくまでもですよ、基本方針なので、国・県の策定した基本方針に基づいて那須塩原市がどういう調査をして、こういうことですよというその法にのっとって報告するという形なので、これをもし議決案件にした場合には、私共議会としては何を諮っていくのかというところの議論の中に入れてないと、これをもし議決にする場合、何を諮るのかということも少し考えて協議していただかないと、何もかも農業に関してのものを、今後、全部議決に、このレベルを議決にしちゃうと、レベルと言ったら失礼かもしれないです、これを議決案件にしちゃうと、全ての基本ですからね、これね。基本のやつを全て議決案件にするかということになってしまうので、よくその辺協議していただきたいなと思っております。

以上です。

○齊藤委員長 議長、ありがとうございました。

それでは、議員間討議がないようでしたら、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 それでは、異議がないものと認め、質疑を終了といたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りをいたします。

失礼いたしました。

今現在、議会の議決案件と答えている方が2人、そして、報告にしたほうがいいという方が2人ということで、全会一致を議会運営委員会は基本です、こういった議決に関しましては、全会一致を、目標とは言いませんけれどもね、原則としております。

なので、皆さんの意見がどちらかにそろっていくという話をもって、最終的な決定に行きたいと思うんですが、今、松田議長のほうからご意見ございました。議会の局長のほうからも、11条の2項のお話がありました。そういったところを鑑みて、中里委員、森本委員のほうでこの位置づけをどう考えるかというところをまずお聞きしたいと思います。どっちでもいいです。

中里委員。

○中里委員 先ほど、議長のほうから、どういったところを諮るのかというふうなお話があったけれども、私が思うところでは、やはり議決をした農業振興地域整備計画、それから、議決をした元気アッププラン、これらに整合性が図れているのかというところがやっぱり審査をする、チェックをする必要があるというふうに、私は個人的に思うんです、議員として。これら2つの計画も議決をしておりますから、これらのところときちんと整合性が取れているかどうかのチェックって、必要なですよ、これ。関連性がありますので。ちょっと見えないと思うんですけれども。やっぱりその辺のところのチェックは、議会として必要なのではないかなというふうには私は、個人的に思うところです。

以上です。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 私も、基本的にこういう計画というのは議決というふうに考えるのがベースなのかなというふうに思ったという部分もあって、で、さっきの局長の話からしても、決して議決にそぐわない、報告でいいよというものであるというふうにも感じなかったし、あと、この内容を見たときに、市のその独自の部分で選べるところもあるということだったんで、議決取るべきじゃないかというふうに思ったところではあったんですけども、私としては、そういう部分をさらに、議長とかに話を聞くと、このレベルだったらそこまでなくても大丈夫なんじゃないかというふうな先輩方の御意見があるのであれば、そこはまず議決がもう前提だよという部分を踏まえた上で、この計画を報告にするということであれば、賛同したいかなというふうには思います。

以上です。

○齊藤委員長 そうすると、あとその他の委員の御意見も、じゃお聞きしてもよろしいでしょうか、申し訳ございません。

そうしたら、今、映っている順番で山形委員、御意見いただいてよろしいでしょうか。

○山形委員 すみません、今、しっかり両方の意見聞かせていただいて、報告か議決かということで、先ほど議長がおっしゃったように、何でもかんでも議決にしなければならないというふうなことを鑑みると、先輩方の今までのアドバイス、経験もあるということであれば、中里委員の言うことももうごもっともなんです、おおむね5年というのも少しちょっと引っかかる場所もあるんですが、今回に関しては、私は報告でよろしいんじゃないかなというふうなことと、基本条例の第11条の第2項に関しても、ここのところの整合性もな

かなか難しいんですが、今回に限っては報告案件  
でよろしいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、大野委員、よろしいでしょうか。

大野委員。

○大野委員 いろいろお話し伺ってまして、部長から説明まずありました理由の中で、この基本構想というののは県の基本方針に基づいて定めるものでありというこの部分があるので、報告案件でよろしいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

副委員長はどうですか。

副委員長。

○星副委員長 私も、ここをすごく今迷っているところではあるんですけども、やはり中里委員のおっしゃっている意見も分かりますし、その上位の計画もある、あった中でまた下位のほうのプランになってくる、また、栃木県のほうの基本方針があって、そこに準じてということになっているということなので、すごくちょっと悩みどころではあるんですが、そうですね、もうちょっとまだ迷っているところです。

○齊藤委員長 そうしたら、すみません、富山部長、すみません、先ほどから、中里委員、当時の森本委員が先ほど言ったとおり、元気アップアグリプランの中の3つの計画と構想の中の1つにこの話が入っている、そういった話をもって議決が必要なんではないかという意見に対して、報告でいいというその考えを改めてお聞きしたいと思うんですが、その辺の発言はできそうですか。これを報告にしたいというところを、今の意見を聞いた中でもう一度いただけると、判断がしやすくなるかなと思うんですが。

産業観光部長。

○富山産業観光部長 農業のほうのいろいろ我々もいろいろな計画を持っております。その中で、市のほうのいわゆる農業の政策について、具体的に書いてあるものというのは、これがアグリプランでございます。これにつきましては、市のほうで決定して市のほうでつくっておりますし、農業者ほかいろんな方々の意見をつくって、独自につくっているのがアグリプランでございます。これにつきましては、これ、農家の皆さんを初め議員の皆さん方の御意見と、そういうのも踏まえた中でそういうものを定めているところでございます。今回のこの基本的な構想につきましては、先ほども申し上げましたちょっと県の基本方針というものがあまして、それに基づいて我々も方針をつくっていくというものでございます。今後、こちらを定めた中では、やはりこの県の同意というものをもらうようになっていきます。まずは農業振興事務所での同意、そして本課での同意といったものを手続を踏んでいきますので、その中でやはり方針としては、県の方針に合っていないと、ちょっと同意がもらえないという部分はあるのかなというふうに思っているところです。ですので、今回の中では、所得500万という中でやっています。それはいわゆる認定農業者、それらを審査するに当たっての一つのモデルになるといったところもございますので、こちらにつきましては、広く意見を取り入れてこれを変えていくという内容ではなくて、実務的な計画であるというふうに思っておりますので、改めて報告案件とさせていただきます。

○齊藤委員長 ただいま部長の説明があったとおり、基本的にその見直しという表現が大きなものなのか小さなものなのかという捉え方も、このタイト

ルによっては考えようがつかのかな、で、今の部長の話であると、こういった見直しがまた県のほうで行われたときには、随時また見直しが図られるということで、基本的に、そのゼロベースでつくっているものを今回見直すという見直しとは違うんじゃないかというふうに私、今、捉えました。そういったところも考えて、時期的にも10月29日までに県との内容ということがございまして、この9月定例会において上程をしなければ、議決を諮るところがございません。臨時会議を開いてそういった規模のものになるのか、そういったのも勘案してですね、皆さんの最終的な御意見をとりまとめていきたいと思うんですが、森本委員は先ほど、その内容がそろっていれば報告でもよろしいんではないかという御意見がございました。で、あと最後って失礼なんですけれども、中里委員のほうでその結果を受けて、どうかなというのが、あと副委員長ですね、お二方に関して、ちょっと最終的な御意見を再度いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

じゃ、副委員長。

○星副委員長 先ほどの部長の御説明をお聞きしまして、これからやはり県の同意を得なければいけないというところでは、県の指針に従ってつくっていかねばいけないという部分もあると思いますので、こここのところは報告案件でよろしいかと思いました。

以上です。

○齊藤委員長 中里委員。

○中里委員 県の同意を10月にやらなければならない、時間がないということであれば、仕方ないのかなというふうに思いますので、報告案件でよろしいかと思えます。

○齊藤委員長 それでは、皆様のご意見を頂戴いたしました。これで、先ほどのすみません、質疑閉

じちゃったんですけれども、ここで改めて質疑を終了したいと思います。

それでは、案件の取扱いについてお諮りをいたします。

本案件につきましては、執行部提案のとおり報告とすることで異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案につきましては、報告案件にすることに決しました。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩といたします。

皆さんのほうもちょっと暫時休憩します。10分ぐらい取ります。また戻ってきたら始めますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時43分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、総務部の案件を協議いたします。

電気自動車を活用した災害連携協定を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○小出総務部長 電気自動車を活用した災害連携協定の締結について御説明申し上げます。

協定の締結先でございますが、民間企業ということで、日産系の自動車会社ですね、3社を予定しております。

1つが日産自動車株式会社ということで、こちらは横浜の本社を想定しております。

次が、栃木日産自動車販売株式会社ということで、こちらにつきましては、市内2店舗ございま

して、西富山と、それから、西三島に市内は2店舗ございます。県内は23店舗あるという会社でございます。

それから、日産プリンス栃木販売株式会社ということで、こちらは市内には1店舗ございます。豊住町にございまして、県内では13店舗あるという会社でございます。

協定の内容でございますけれども、電気自動車の貸与、それから充電スタンドの使用、それから電気自動車等の情報提供ということでございます。

協定締結の目的及び背景ということでございますけれども、大規模災害が発生しまして、避難所等の市内公共施設が停電した場合には、避難所や災害対応の拠点等として施設の利用が制限されて、応急対策、活動に支障を来すことが想定されるということで、実際に停電では様々な支障を来しているというところでございます。

現在、市では、東京電力と情報発信あるいは停電の早期復旧というところで相互協定を結んでおるところでございますけれども、復旧するまでの電源の確保といった観点での電源車両等の特殊車両というところは、市でも持っておりますけれども、台数が限られており、大規模災害時には停電が復旧するまでの電源確保が課題となっているというところでございます。

本協定の市民等への効果及び影響ということでございますけれども、避難所等の公共施設が停電した場合の電源供給体制が確保され、災害に対する備えの強化を図ることができるということでございます。

特記事項としましては、相手方から貸与を受ける電気自動車及び充電スタンドが無償で提供されるということでございます。

議会の対応及びその理由ということでございまして、議会全員協議会での報告とさせていただきます。

ただきたいということでございます。9月を予定させていただきたいと思っております。

その理由でございますけれども、本協定の締結により避難所施設等が停電した場合、速やかな電源供給によりその使用が可能となり、本市の災害対応力の維持・強化がされるということから、議会全員協議会への報告するところによりまして、速やかに執行したいということでございます。

この本協定の締結によって、こちら市としてこの協定に対して何らかの負担があるかという、そういった負担もないということで、一方的に相手からの提供といったところから、報告とさせていただきますというところでございます。

県内の状況ですけれども、上三川町が令和2年の1月31日ですね、上三川は日産のお膝元ということもあるかと思っておりますけれども、県内ではいち早く同様の協定を結んでいるというところでございます。それから下野市が令和2年3月18日、それから栃木市が令和3年、今年の6月23日に締結しているということです。

全国では107の自治体が、7月31日現在ということでございますけれども、締結済みということでございます。

ちなみに、本市の電気自動車、現在、2台所有してございまして、リーフ、それからNV200という自治体用ですね、購入してございます。

また、電気自動車から一般電源を利用する際には、特殊な変換器を利用するという、そちらについては、既に2台ほど購入しているというところでございます。

ちなみに、リーフという車をフル充電した場合、携帯電話を2時間充電した場合は3,000台、80wの照明を10台を使用した場合は37時間、それからテレビですね、テレビに、37型程度のテレビをつないだ場合は、400時間ですかね、ぐらいは利用

できるということで、災害時、主に地震なんか起きると停電が起きて、停電が起きると電気がつかないというのがありますけれども、テレビが見られないのでテレビからの情報がなかなか取りにくくなるということがありますけれども、今回これを利用することによって、テレビなんかの災害情報も容易に取得できるというか、切れ目のない取得ができるというような対応ができるかというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、質疑はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 議案の質疑とは違うので、あまり深い質疑はできないと思うんですけども、これを締結することによる効果という意味では、今、2台だけ、市にはリーフがあるということなんですけれども、この日産側ではどうなんですか、何台ぐらい供給できるというような話があるんでしょうか。

○齊藤委員長 総務部長。

○小出総務部長 何台供給できるかというところではございますけれども、その辺については、具体的な数字というのは今後協議していくということでございます。災害ということになると、那須塩原市だけじゃなくて、ほかにも締結しているところありますんで、あとは相手側の在庫の問題とかですね、いろいろあって、具体的に何台という取決めは現段階では申し上げられませんけれども、できるだけ災害時にはできるだけ協力をいただきたいということで、今後調整させていただきたいというふうには考えております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 まあそうですね、周りも一緒、大田

原も、他の自治体も被災していれば、全部こちらに回してくれということにはならないでしょうけれども、分かりました。

それと、電源確保という意味では、これこの経緯をちょっと確認したいのですけれども、ほかの民間業者でもこういった供給できるものを持っていると思うんですけども、それとのバランス的なものとかね、あると思うんですけども、これは日産側から申し出てきたものなのか、その辺の経緯、もっと言うと、今後ね、今後の……

○齊藤委員長 ちょっと今、2回目のほうが聞こえなかったんですけども……

○鈴木委員 じゃ、まず……

○齊藤委員長 日産側が言ってきたのかというところは聞こえたんですけども……

○鈴木委員 そうですね。

○齊藤委員長 その後が。

○鈴木委員 経緯。

○齊藤委員長 経緯。

○鈴木委員 まず、そこを1つ、じゃ、はい。

○齊藤委員長 総務部長、よろしいですか。総務部長。

○小出総務部長 経緯というか、きっかけというところではございますけれども、まずは、日産自動車自体が電気自動車の普及といったところを通じまして、自治体と一緒に地方創生に貢献する取組を従来から行ってきているといった経緯がございます。

本市では、市民、事業者による日常的な省エネルギー行動を浸透させ、温室効果ガスの抑制を抑えたまちづくりといったのを目指しておりまして、その方向性が一致しているといったことから、電気自動車を活用した災害連携を協定しましょうということに至ったということでございまして、話としては、日産自動車のほうからいただいたとい



うことでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 了解しました。

それで、先ほどの聞き取れなかったということなんですが、ほかにも民間事業者でこういう車両を持っているところがあると思うんですね。そういったところからも話がないかとか、これからこういう締結を迎えるに当たって、そういう考えが今の現段階、どのように考えているかということ、お聞きして大丈夫ですかね。

○齊藤委員長 協定に関する内容ではないのかなとは思うんです。それ別な、今後の協定を……

○鈴木委員 そう、今回、この協定……

○齊藤委員長 今回についての話だったらいいんですけれども、今回は……

○鈴木委員 今後の……

○齊藤委員長 何と言ってもいいのかな、タイトルはタイトルなんですけれども、今後、そういったものが出てきた場合も協定を結ぶつもりなのかみたいな感じですか。

○鈴木委員 うん、あとは、そうですね、今後ともこういうような協定をね、積極的に、今回は日産からなんだけれども、内容の協定を積極的に進めるのかというあたりをちょっとお伺いしたいんですけれども。

○齊藤委員長 部長、大丈夫ですか。その他の企業から同じようなタイトルで来た場合は、どんどん結んでいくのかという。ちょっとこのタイトルが電気自動車を活用した災害協定になっちゃうので、今後、こういったタイトルであるとわんさか出てきちゃうんですけれども、そういった考えはどうかということ、今、現段階では、よろしくをお願いします。

総務部長。

○小出総務部長 今後、同様の協定を他事業者と結

ぶのかということでございますけれども、今回、日産につきましては、先ほど申しあげましたように、目指す方向性といったものが企業、それから那須塩原市として一致しているというところで協定に結びついたということございまして、今後につきましては、相手方の企業のその方向性、あるいはその条件等を見極めながら、適宜、合致すれば協定を結んでいきたいというふうに考えております。

○齊藤委員長 鈴木委員、よろしいですか。

それでは、ここで議員間討議に……

質疑ありますか。ないですね。

議員間討議に入ります。

討議すべき点はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、それでは本案件については、議案とするか報告とするかを含め、委員からの御意見をいただきたいと思えます。

どなたか御意見……

中里委員。

○中里委員 議会基本条例11条では、他団体等の結ぶ提携または協定は議決事件というふうに定めておりますけれども、これまでも災害連携協定については報告案件として取扱ってきましたので、今回も報告案件でよろしいのではないかとというふうに思います。

以上です。

○齊藤委員長 そのほか御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件については、執行部提案のとおり、報告とすることで異議ございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、本案件については、報告案件にすることに決しました。

以上で(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを終了といたします。

その他として、執行部から何かございますか。

[「ございません」と言う人あり]

○齊藤委員長 委員から執行部に対して、何かございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 それでは、この後、議会側の案件に入りますので、執行部におかれましてはここで退席をお願いいたします。

大変お疲れさまでした。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第3、コロナ対策等を踏まえた9月定例会の対応についてに入ります。

資料がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、私から説明をさせていただきます。

9月定例会議の対応について(案)を御覧いただければと思います。

こちらにつきましては、現在のコロナの感染状況を踏まえまして、正副委員長と事務局で案をつくったものでございますので、こちらを説明させていただきますので、御協議いただければと思います。

まず1点目、議員の半数入替え制ですが、案の1と2、こちらについては用意させていただいております、いずれも半数入替え制を採用するというものですが、案の1につきましては、議場に入らない議員は、委員会室等で中継を視聴するするものです。案の2につきましては、委員会室での中継視聴のほか、一般質問の日に議場に入らない議員は、自宅等から中継を視聴するするものでございます。案の2につきましては、登庁しないというところから、感染対策という面ではメリットが大きいかなというふうに考えておりますが、議場に入らないという関係上、欠席扱いになってしまうというところで、半数がいれば議会としては成立するんですが、議事録等の関係もございまして、両方の併記とさせていただいたところでございます。

2の執行部の提案説明でございますが、緊急事態宣言が出ているということも踏まえまして、本会議の提案説明については、今まで以上に簡潔な説明とするように依頼をするというものが案でございます。

3点目、通告制の対応でございますが、当初予算、決算、政策案件については、先例で通告制となっておりますが、ほかの議案についても、質疑の部分、こちらについては通告いただいて、関係職員の出席を不要とする資料としたいというふうに考えております。

4点目、執行部の出席者ですが、一般質問においては、昨年も実施をいたしましたけれども、質問者において答弁の可能性がある部長等を指名し

て、関係のない部長等は出席をしない扱い、それから議案質疑においても、通告制により執行部側の出席を限定してはどうかというものでございます。

5点目に、自席での発言についてですが、アクリル板のある登壇席や質問席のほかは、飛沫の飛散範囲を少なくする観点から、議員、それから執行部が発言をするときには、起立をしないで着座にて発言をするということかどうかというものです。

6点目、傍聴でございますが、緊急事態宣言の発令を踏まえまして、インターネット中継はぜひ御覧をいただきたいんですが、議場、委員会室での傍聴につきましては、原則として自粛をお願いするとするものです。

7点目、委員会の出席者ですが、こちらについては、執行部において、感染予防の趣旨を踏まえて適切に判断いただければというものです。

8点目、委員会の場所と中継でございますが、議場と303会議室と、今回は、Z o o mを各委員会ローテーションで使用して、議場を使用する日には中継を行うとするものです。

次のページにいきまして、表が載っておりますけれども、9月13、14、15の3日間にわたりまして、それぞれの委員会で議場、303会議室、Z o o m、Z o o mにつきましては、第1委員会室に執行部も入っていただいて、そこで参加をすると。正副委員長以外の委員におかれましては、自宅等から参加をいただくというものを想定しております。

9点目、委員会での執行部説明ですが、緊急事態宣言の対象地域となっていること等を踏まえまして、今まで以上の簡潔な説明をするようということで、執行部に依頼をしていきたいというものでございます。予算常任委員会、決算、それから

全協ですね、9月の全協でございますけれども、こちら、議場で行うかZ o o mで行うかということころなんです、緊急事態宣言、現在、9月12日までとされておりますが、延長の可能性もあるということございまして、その24日まで延長された場合にはZ o o mで、12日をもって解除されたときには議場で行うという案でございます。

最後、11番、その他といたしまして、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、一般質問の中止ですとか、その他必要な措置を行うことがあるというふうにさせていただいたものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑をいただきたいのですが、数が多いので、1番から順にやってみまして、質疑がないようでしたら、そこで皆さんの合意をいただきたいと思っておりますので、順次検討していきますので、よろしく願いいたします。

じゃまず、1番の議員半数入替え制について、何か質疑がある方はいらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないですね。

質疑がないようですので、案の1か2にするかの意見をいただきたいと思っております。

山形委員。

○山形委員 前回ものこの半数の入替え制を採用したということで、前回やったときには、どうしてもまた議場に入られない方がネット環境の中、ハウリングとかしたり、ちょっといろいろなちよつとまずい面、またちよつと話し声が議場で聞こえちゃったりとかいって、ちょっと不具合が結構多かったと思うんで、今回、緊急事態宣言ということなんで案の2のほうで、しっかりと自宅のほう

で中継を視聴していただきたい、そうすることによって感染リスクも引くんじゃないかなと思う、私は、案の2のほうで今回はやっていただきたいと思います。

○齊藤委員長 そのほか御意見ございますか。

すみません、どうでしょうか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 なければ、じゃ山形委員が今発言があったとおり、半数……

鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、ちょっと確認しながら読んでいたんですけども、案2のほうですね、半数入替え制を採用する。で、委員会等での中継視聴のほか、一般質問日に議場に入らない議員、これは振り分けはこの前の奇数、偶数だったりしたかと思うんですけども、1日の中でこう振り分けるのか。

○齊藤委員長 その件につきましては、その日で決めちゃいます。

○鈴木委員 その日でね、はい。

○齊藤委員長 はい。だから、初日は、例えば伸彦さんがその星取表で、月曜日はもう伸彦さんは自宅だったら、全部。で、火曜日に伸彦さんは全部出てくださいと、今回はそうしようと思っています。

○鈴木委員 了解しました。

本当ならこの2つの選択肢がないんですけども、私なんかワクチン注射を打ったほうなので、2回受けている者なんですけれども、本当は議場で聞きたいところなんですけれども、逆にその半数、今度、半数制にしたときに、この1番だと議場にはいない人たちが結構逆に言うんじゃってたり……

○齊藤委員長 そうなんです。

○鈴木委員 うん、同じ近くにいたりするので、こ

れこういう状況においては、逆にそういう問題がある、そのほうが問題が、議場にいること以外に、その議場にはいない人同士のことのほうがなかなか問題も大きいのかなというもので、大英断をするのであれば2番なのかなというふうには、私はしたくないんですけども、今の状況なので、今言ったその日にちに制に割り当ててという方向を、これは致し方ないのかなと思います。

以上です。

○齊藤委員長 大丈夫ですか。

先ほど言ったとおり、係長から説明が、事務局から説明があったとおり、基本的に休みという結果はついてしまうんですが、コロナ対策によりの欠席ということは、全議員が理解していることなので問題はないのかなということと、鈴木委員が言ってくれたとおり、ワクチン打っているから入れる入れないとなっちゃうと、若い人たちがまだ打ち終わっていないので、基本的にそういったものもないということと、あと、ワクチン打っている人たちも結局活動を今停止している状況を鑑みると、委員会室において3つずつ席を空けても、どうしてもそこそと話したくなっちゃうところが、前回もね、もう目も当てられないくらい皆さんちょっとひどかったので、できれば自宅で見いただくほうが感染症対策もしっかりと取れるということなので、今、山形さんと、鈴木委員もその後言ってくくださったとおり、今議会に関しましては案2のほうで進めていきたいと思うんですが、よろしいですか。大丈夫ですか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、案2のほうで進めさせていただきます。

続きまして、2番目です。執行部の提案説明についてですが、先ほど、事務局説明があったとお

り、今回は代表監査委員の決算審査の報告はしつかりとやっていただくということ以外に関しましては、簡潔な説明をするようにするということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

そうしたら、2番はこのようにさせていただきます。

続きまして、3番です。通告制の採用についてですが、先ほど説明があったとおり、3番のとおりで進めていくことでよろしいでしょうか、はしよっちゃってすみません。大丈夫ですかね。

続きまして、4番目です。

執行部の出席については、前回のとおり、答弁が必要な職員のみを参加し、議案質疑においても、通告制により執行部側の出席を限定するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 分かりました。

続きまして、5、自席での発言についてです。

こちらは、委員会質疑等々議場に入ったときに、起立をせずにマイクをそのまま座ったままで質疑をするという説明でした。このような方法でよろしいでしょうか。

これ、係長、ちなみにアクリルのこれほかと書いてあるんですけども、質問席は座っていいという解釈でいいんですか。

○佐々木議事調査係長 はい。

○齊藤委員長 質問席は立ってもいいということですか。逆ですか。全部座るんですか。

○佐々木議事調査係長 アクリル板があるところは立っても。

○齊藤委員長 いいということですよ、すみませんでした。ということです。委員長報告とかは全然立って行うということで、すみません、よろし

くお願いします、アクリル板があるところは。

じゃ、6番の傍聴についてです。

傍聴は、原則として自粛をお願いするということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 続きまして、7番です。委員会の出席者についてですが、執行部において、感染予防の趣旨を踏まえて適切に判断をするものとする、これはこれでよろしいですね。

8番についてです。

8番のローテーションについては、次のページに書いてあるとおりです。今回は、先ほどの一般質問同様、1つの工程に自宅での委員会審議の参加を取り入れております。このような内容で進行していったらよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ちなみに、家にWi-Fi設備がない議員はこちらに来るということで対応する予定でおりますので、御了承ください。

続きまして、9番、委員会での執行部説明については、このような取組でよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 あと10番、最後ですね、予算常任委員会全体会と決算審査特別委員会全体会、9月定例会中の全員協議会については、このように緊急事態が解除、延長の場合によって取扱うことでよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

11番に関しましては、この状況については、また流れに沿って、再度決定していきたいと思しますので、御了承ください。

じゃ、以上でコロナ対策(3)については終了いたします。

続きまして、(4)議員研修についてに入ります。  
資料がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、こちら、アンケート結果を御覧いただければと思います。

上のほうですね、研修に関するアンケート結果ということで、内部研修、それから外部研修について、いただいた意見をまとめてございます。

内部研修につきましては、那須塩原クラブ、公明クラブ、志絆の会、それから山本議員から、こういった研修内容欄にある項目について、研修を行ったほうがいいのかということ御意見をいただいております。希望講師の欄は、特にないものについては空欄となっておりますが、このほうがいいのかというものについてまとめたものでございます。

外部研修につきましては、那須塩原クラブ、公明クラブ、敬清会から意見をいただいております。那須塩原クラブ、公明クラブからは、一般質問の在り方、方法についてということで、土山先生の研修がいいのではないか、それから敬清会におかれましては、中核市30万人都市構想についてということで御意見をいただいているところでございます。

資料の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 それでは、ないようですので、研修内容をまとめていきたいと思いますが、まず内部研修についてなんですけど、このように大体同じような言葉がそろっている部分がございます。もし皆様のほうでご了承いただければ、こちらをま

めていった状態で正副委員長案として再度提示させていただいて、それか、提示させていくというか、取組を埋めていって、またご提示させていただければいいかなと思っているんですが、1つ確認なんですけれども、中里委員、DX関係があるんですが、こちら、志絆の会さんのほうはデジタル推進課からお話しいただくことになっている感じになっています。中里委員も同じようなことでしたっけ。

○中里委員 私のほうでは、デジタル推進課のお話もあるんですけども、DXのフェローさんいらっしゃいますよね、那須塩原市の。

○齊藤委員長 はい。

○中里委員 その方のほうが恐らくデジタル推進課にもアドバイザー的な立場でいらっしゃると思いますので、そういう方からお話を聞いたほうが、よりDXについては理解しやすいのかなというふうには思いますので、デジタル推進課の職員という考え方ではなくて、フェローの方からお話を聞ければなというふうには思っているんですが、以上です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 私のほうも、これは別に、まず考え方として、デジタル推進の話を提案しているんですけども、その前に、例えば議員でも1年生になったばかりの人、それから2年、2回め、3回めとかあると思うんですけども、議運で研修するのであれば、例えばこういう新しくDXというのが始まりますよ、これは期数の多い人も新しい人も初めてですよ。だから、みんなでこう同じレベルに最低限知識を得られる。それから同じようなことで、企業会計なんかもやりましたね、それも新しく始まったことなので、もう長くやっている新しいと関係なく、そういうことをやっていただきたい。逆に言うと、これは言うとは何ですけれ

ども、一般質問の在り方にもよるんだけど、基本的なことだったら、期数の最初の方は独自にある程度学んでほしい、だけれども、かなりレベルを上げて、かなりのレベルに持っていきたいのであれば、全員で聞けるということの考え方でいくと、で、このデジタル推進の話になりますけれども、別にデジタル推進課で対応してくれるのかなということだけであって、今の中里委員の考え方で全然全く構いませんし、外部研修でも私は本当に構わない、もっと広くデジタルというものを今後、どういうことがこれから受けるのか、できるのかということをおね、いろんな知識を持っているそういう深い人から聞ければなということなので、中里委員の考え方で全然オーケーです。

以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

どちらの意見もなきにしもなどと、そのフェローの方を呼ぶのに、多分、今度9月の条例改正案件で値段ついていましたね。

〔「5万円」と言う人あり〕

○齊藤委員長 もう5万円というのが上がっているんですよ。なんで、それが市の内部の研修としてどうなるかということをおちょっと検討していきたいと思います。

基本的には、基本線はデジタル推進課のほうが内部研修には合致しているので、その話をしつつ、フェローはワダさんで、オカダさんだけ、誰か覚えてますか、忘れちゃったんですけども、名前が違うかもしれないんですけども、フェローの方がもし来てくれれば、そこに合体して、で、組み合わせればいいかなと今思っていたので、両方のほうをうまくいくんですが、その日程が合わなければ、デジタル推進課優先でやっていくということよろしいですかね。ありがとうございます。

あと、環境施策につきましては、昨年度の相馬議運長がやろうと思ってできなかった渡邊副市長の話であったり、あるいは亀井副市長が環境についての専門分野だということで、そちらも取り入れた話が出てきておりますので、引き続き、このラインナップで日程を埋めて、皆さんに提示できるようにしていきたいと思っておりますので、内部研修に関しましては、こちらのほうで預かってよろしいですか。この内容でやっていくということ。

あと、もう一つなんです、その山本議員のほうから書いてある説明に関しましては、これはどちらかという議運の取組に合致していくのかなと思いますので、こちらのほうで、内部研修ではないと思っているんですけども、そういう解釈で皆さんもよろしいですよ。ということなので、こちらはちょっとまだ全員協議会の報告では分からないことが多いので、議会の前で説明していただきたいということに関しましては、議運の取組事項として今後対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、外部研修につきましては、一般質問の在り方ということで、こちら公明さんと那須塩原クラブに関しましては土山先生ということで、前回の講義を受けた方々がお勧めだということで、先ほどの鈴木委員の言葉をかりれば、1期生に対して一般質問の在り方はどうだと、改めて、ほかの2期生以上の方々には、復習の意味で受けていただくということで、土山先生を2つの会派がありますので、まず第1候補としては土山先生のほうで進めていくことで、敬清会の山野さん、どうでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

で、進めさせていただきまして、日程が合わないようであれば、この中核市についても誰か講師の方がいらっしゃれば探して、なおのこと欲を言えば、1回以上ですので、うまく値段等が合うよ

うな外部講師がいらっしゃいましたら2つ取り入れていくんですが、最初は土山先生のほうでアポを取らせていただくということで、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ということで、それで研修を行っていきますので、よろしく願いいたします。

今言いましたけれども、講師や日程の調整につきましては、事務局と正副委員長に一任いただくということで、再度確認いたします。よろしいですよ。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、次第5、政務活動費の支給基準についてに入ります。

資料がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 こちらも同じ資料になりますが、先日、アンケートを取らせていただいた結果のほうを、同じ資料の下のほうにまとめてございます。4つの会派から支給時期に関するアンケート結果をいただいておりまして、那須塩原クラブ、公明クラブからは(1)の議会統一の基準を設ける。志紳の会からは、(2)の会派ごとに基準を設ける。敬清会からは、基準は作成しないということでアンケートをいただいておりまして、そちらをまとめたものになります。

資料の説明は以上です。

○齊藤委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対して、質疑はございますか。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、取扱いを検討していくんですが、2つの会派に関しましては議会統一の基準ということで、お互いに理由が書いてあります。志紳の会さんも会派ごとに基準を設けるまでは言っているんですが、議会統一までに至らないところがなぜかというところがお聞きできればと思うんですが、鈴木委員か小島委員のほうで。すみません。

鈴木委員。

○鈴木委員 理由について、後ろに述べてあるとおり、会派によってサイズが違うことも多分苦労の原因……

○齊藤委員長 すみません、電波が途切れました。もう一回お願いします。

○鈴木委員 理由のところ、各会派を尊重しますというふうに書いていますけれども、敬清会とも逆に言うに似ているかな、今まで指標がなかったというところもあるんですね。で、うちら、今までどおりで構わないんですけども、困っているんだろうから、そういう意味で会派ごとでよくて、当然、会計の基準は那須塩原市の場合、1円たりともちゃんと領収書を提出して、明細会計にやっているので、その一番大事なところを守っているということですから、そこだけ。あと、当然ですけども、会派の代表がきちんとその使い方について了解を取って使うのであれば、そういう基準はあるかもしれない、そういう意味ではね。でも、そういうことであれば、会派ごとにそういう考え方を尊重するので、全体、原則はある中で、改めて基準を設けなくてもいいのでは、全体を統一するような新規の基準は要らないのではないかなというふうに思います。

○齊藤委員長 あと、大野代表、どうでしょう、基準、作成しないということに関しては。やっぱり何か一言。支障がないとは書いてあるんですけど



ども。

○大野委員 すみません、今までちょっと支障がなかったんで、ないんですけれども、会派にこの政務活動費というのは支給されてくるわけで、ある程度、会派で使い方というのは、もちろんルールはあっていいんじゃないかな、今まで多分そういうふうにしてやっていたんだと思うんですけれども、会派ごとにね、考え方で。ただ、もし決まっているということがあるのであれば、ちょっと僕もその困っていること、その把握がちょっとできていなかったから……

○齊藤委員長 そうです、前回、あれですもんね。

○大野委員 はい、すみません。はい。

○齊藤委員長 すみません。

そうすると、簡単に言うと、大きな会派というか、皆さん4人以上いる会派ですね、例えばもう2期、3期のグループであれば何の遜色もなくこれまで研修等に、視察等に行けたと思うんですが、大きな会派になればなるほど、新しい人を取り入れたときに、この視察行くというお金の使い道を必ずその会派に了承を取ってからじゃないとどこにも行けなかったと、そういう形の段を踏むと、その政務活動は使わずして返金するような形になり、マニフェスト研究所の北川先生は、結局この政務活動費をうまく活用して、政策立案につながるという話になっている中、余して返すことが美談みたくなくなってしまうとおかしいので、じゃやる気がある議員さんにとっても、その会派の合意を取らずに、責任を持って使い道があったほうがいいんじゃないかという話でこの話が始まりました。なので、全額個人支給という話にするとややこしいので、同じ会派支給内でもある程度の基準を設けて、その中に関しては個人で研修に行くことができるように使ってみたり、もちろん会計はその会派でやるようになってっちゃうんですけれども

も、そういった取決めを全体でやっておかないと、各会派の統一で何か起きたときには、那須塩原市議会は政務活動費を会派に渡しているからあとは知りませんという形になっているままだとどうなのかなとも思ったので、昨年度の議運長の相馬さんのほうに拾っていただいて、今年度、取組実行計画の中に入っているということになっておりますので、取組の中で上げてくる中で、基準自体はそのままいいという形になってしまいますと、取組実行項目に上げたことが無意味になってしまいますので、できればその会派ごとに基準を設けるという話か、議会統一の基準を設けるということでお話をさせてもらえればなということになりますので、その辺を踏まえて、大野代表のほうはどうでしょうかね、すみません、もう一度。

○大野委員 すみません、説明ありがとうございます。

○齊藤委員長 全然。

○大野委員 そういうふうに考えると、那須塩原市議会の場合は、1人会派というかがあって、会派ごとという基準よりは、議会統一の基準というふうに考えたほうがよくないかなというふうには思います。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

そうすると、あと鈴木委員のほうで、もし、そういったことも鑑みて、同じ会派の基準を尊重するのは変わらないんですけれども、議会の統一として、今後皆さんの意見をいただいてから、その内容については精査していくんですが、進め方についてはどうでしょうか。

○鈴木委員 ここで言っている会派が行う基準ということなんですけれども、やはり委員長の言っていることは十分、重々理解しているので、うちの会派は加わらないからそれは駄目だよということではなくて、ある意味では全体の基準という最低

限度は求めるけれども、少し基準を緩和したいということだと思ふんだよね。緩和をして使いやすくするというので統一という意味では、統一になるかもしれない。それでいいんじゃないですかね。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、今、志絆の会の鈴木委員のほうからもありましたとおり、2つの会派のほうが一番のほうに合わせてくださるという御意見をいただきましたので、じゃ議会統一の基準を設けて、基準を作成していくということでもよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 じゃ、皆さんの御意見をいただいて、今後また正副案のほうで、基準等々のお話をさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、5番のほうは終了させていただきました。次に、最後、6番ですね、次第6の例規等の改正についてに入ります。

資料がありますので、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、ちょっと時間が過ぎてしまったんで、飛ばせないんですが、新旧対照表をご覧いただければと思います。

同じフォルダ内に入っておりますので、6、例規等の一部改正についてということで、新旧対照表が2つございまして、会議規則の一部を改正する規則案、それから、先例事例集の一部改正案ということで載せさせていただいております。こちらは、前回の議会運営委員会まででご協議いただいております陳情のフロー関係ですね。今は、陳情は請願と同じように全て上程をして、委員会審議を行っておりますが、内容によっては議運で諮って、議会に送るだけで採択不採択を行わない

ということで、送付にするところなんですけれども、まず会議規則の一部改正の新旧対照表をご覧いただければと思うんですが、現行では陳情書、またはこれに類するもので、請願に適合するものは全て請願書の例により処理するというようになっていまして、例外が認められていないんですね。これを改正案のとおり議長が適当であると認めるものとすることによって、例外をつくるというのほうでこう振り分けができるようにするために、こちらを入れるというのが会議規則の改正案ということでございます。

次のページにいきまして、先例事例集の改正なんですけれども、こちらについても、前段、後段というふうに分けまして、請願の例に類するものについても請願と同様にするというので、こちらを変えたというものでございます。こちらについては、9月の定例会議中の全協にお示しをした上で、会議規則につきましては最終日に上程をして、議決をいただければというふうに考えております。

説明につきましては以上です。

○齊藤委員長 それでは、説明が終わりました。

ただいまの説明に対して、質疑はございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 それでは、ただいま説明があったとおり、9月の全員協議会で協議の上、会議規則の改正については、9月定例会議の最終日に上程するというので異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、そのように取扱います。

次第(7)、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 事務局から何かございますか。

係長。

○佐々木議事調査係長 すみません、1点補足なんですけれども、先ほど、9月定例会議の対応についてという中で、Z o o mの会議なんです、第1委員会室でということをお話したところなんです、本庁の執行部につきましては第1委員会室を想定しておりますが、執行部によっては、西那須野支所、あるいは塩原庁舎というところもございまして、そういったところについては本庁に来てもらうのではなくて、それぞれの支所からリモートでZ o o m参加していただくほうが適切かなと考えておりますので、第1委員会室となっておりますが、場合によっては支所から参加ということもありますので、それをご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。



#### ◎閉会の宣告

○齊藤委員長 それでは、時間が大変押してしまつて、申し訳ございませんでした。

以上で議会運営委員会を閉会いたしたいと思います。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 零時30分